

流通外食品の放射能測定結果をお知らせします

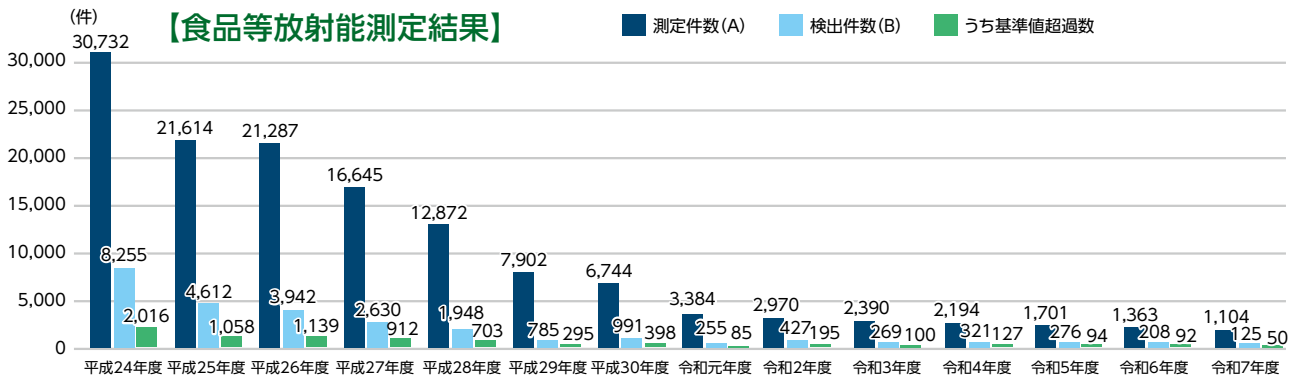
■問／環境衛生課 放射線モニタリングセンター TEL 573-2557

平成24年度から令和7年度の出荷販売を目的としない市民の皆さんの持ち込みによる食品の放射能測定結果は、以下のとおりです。

1. 測定件数：1,104件(平成24年度比96.4%減少)

2. 検出状況

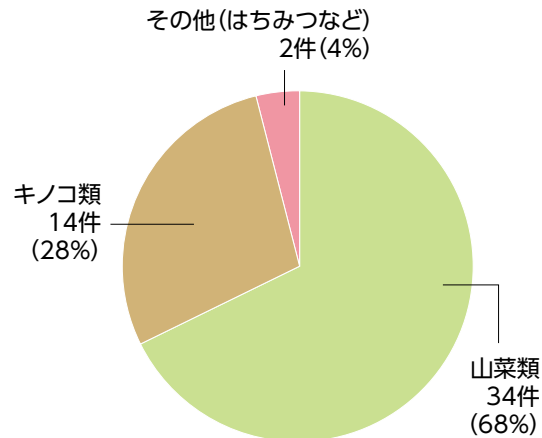
(1) 検出件数：125件(全体のうち11.3%で検出) (2) 基準値超過件数：50件(全体のうち4.5%で超過)



【測定件数の内訳】

測定品目	測定件数	基準値超過数
飲料水	29	0
農作物など	1,014	48
山菜類	335	34
果物(カキなど)	225	0
根菜類	146	0
キノコ類	35	14
葉物野菜	30	0
木の実(クリなど)	22	0
その他(豆類など)	221	0
食品(加工品など)	56	2
乾物・干物(干柿など)	39	0
肉・魚	7	0
その他(はちみつなど)	10	2
その他(笹の葉など)	5	0
総合計	1,104	50

【基準値超過件数の内訳】



ページはこちらから
クリックでもページに
移動できます



※平成24年度からの測定結果などは、市ホームページでご覧いただけます。

*山野で採取された「山菜類」、「キノコ類」、「木の実(クリ等)」などの食品は、放射性セシウムの規格基準値(100ベクレル/キログラム)を超える場合があります。

*食品の放射能測定を希望する場合は、市ホームページをご覧ください。環境衛生課 放射線モニタリングセンター(TEL 573-2557)へお問い合わせください。

除去土壌に関するお願い

■問／環境衛生課 放射線モニタリングセンター TEL 573-2557

除去土壌の搬出について確認したい場合や、敷地内に除去土壌または心当たりのない土のう袋があるなど、気がかりな点やご不明な点がある場合は、環境衛生課 放射線モニタリングセンターへご連絡ください。

土地の購入・譲渡などを考えている方は、除去土壌の搬出状況の確認と説明をお願いします。

元の土地所有者の方	土地を譲渡する際に、譲渡先の不動産会社、または新しい土地所有者の方へ除去土壌の搬出状況を必ずご説明ください。
不動産事業者の方	土地を譲り受ける際に、除去土壌の搬出状況を元の土地所有者の方に確認し、新しい土地所有者の方への説明をお願いします。
新しい土地所有者の方	土地を譲り受ける際に、不動産会社、または元の土地所有者の方へ除去土壌の搬出状況の確認をお願いします。

除去土壌の埋設状況について確認が必要な場合は、埋設箇所を記載した保管図や、搬出時に記載する搬出確認書を無償で交付しますので、環境衛生課 放射線モニタリングセンターへお問い合わせください。

個人線量計(ガラスバッジ)の貸し出し

■問／保健所 保健総務課 TEL 525-7681

希望する市民の皆さんに、ガラスバッジを貸し出します。
ガラスバッジは身に着けて外部被ばく線量を測定する機器です。

◆貸し出しの流れ

申込期間	令和8年5月28日(木)～ 7月15日(水)
配布時期	令和8年8月下旬 個別郵送
測定期間	令和8年9月～11月末日
返却通知	令和8年11月下旬 返却用封筒を同封した通知を個別郵送
返却時期	令和8年12月1日(火)～7日(月)
結果通知	令和9年2月中旬 個別郵送

◆ガラスバッジの見本



●首から下げて身に着けます。



◆申し込み方法

- 右のQRコードをクリックし、オンライン申請で7月15日(水)までに申し込みしてください。
- 電話でも受け付けていますので保健総務課までご連絡ください。

ページはこちらから
クリックでもページに
移動できます



◆留意点

- 貸し出しは無料です。
- 1人につき一個の貸し出しです。9月から11月末の3カ月間、身に着けて測定します。
- 申し込みをもって測定結果を福島市が保存管理し、県民健康調査のデータとして福島県へ提供することに同意することになります。
- 申し込み後に転出、転居、紛失、損壊などにより測定できなくなった場合は、保健総務課まで連絡をお願いします。
- 「身に着けられない方」や「返却できない方」は、申し込みをご遠慮ください。